（都市事業管理官及びまちづくり事業推進官）

第四十条　（略）

２　都市事業管理官は、第三十四条第四号から第十四号までに掲げる事務（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）並びに防災街区整備事業に関するものを除く。）並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務で技術に関するものをつかさどる。

３　（略）

（河川工事課の所掌事務）

第四十八条　河川工事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、水道、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

（河川管理課の所掌事務）

第四十九条　河川管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　洪水予報、水防警報その他の水防に関すること（地方整備課の所掌に属するものを除く。）。

九　（略）

（地方整備課の所掌事務）

第五十三条　地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　流域水害対策計画の同意に関すること。

五・六　（略）

七　水道法第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）、第十四条第五項及び第二十四条の三第二項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び届出の受理並びに水道事業及び水道用水供給事業の指導及び助成に関すること。

八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

九　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく水道及び下水道に係る措置に関すること。

（都市事業管理官及びまちづくり事業推進官）

第四十条　（略）

２　都市事業管理官は、第三十四条第四号から第十七号までに掲げる事務（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）並びに防災街区整備事業に関するものを除く。）並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務で技術に関するものをつかさどる。

３　（略）

（河川工事課の所掌事務）

第四十八条　河川工事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

（河川管理課の所掌事務）

第四十九条　河川管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　洪水予報、水防警報その他の水防に関すること（事業振興部の所掌に属するものを除く。）。

九　（略）

（地方整備課）

第五十三条　地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　指定区間内の一級河川及び二級河川に係る流域水害対策計画の同意に関すること。

五・六　（略）

（新設）

（新設）